

分科会で示されていた新たな事業再構築のための法制度の方向性（案）概要

参考資料 1

【定義】

① 事業再構築

新分野展開、業態転換、事業構造の変更その他の収益性の向上のための事業活動及びこれに必要な債務整理を行うこと。

② 対象債権

事業再構築のために弁済することが必要なものとして一定の基準に該当するもの等を除く全ての債権。

【手続の流れ】

① 手続申請

事業者（債務者）が事業再構築の計画概要案等を作成し、指定法人に提出。

② 指定法人による確認

指定法人は事業者が作成した再構築の計画概要案について、下記の事項等を確認。

- 事業再構築の定義への該当性
- 対象債権の選定の合理性
- 債務調整の必要性（経済的に窮境に陥るおそれ）
- 再構築計画案成立の見込み
- 再構築計画案が対象債権者一般の利益（清算価値保障）に適合する見込み

③ 対象債権者集会における決議

指定法人が主宰する対象債権者集会において、事業者による情報提供及び債権者への意見陳述の機会の付与の後、対象債権者の多数決（例えば、総議決権の2/3以上の議決権を有する対象債権者の同意）により可決。

④ 裁判所による認可

裁判所は、指定法人及び債権者の意見の陳述を聴取しつつ、後見的に決議の瑕疵（手続の法令違反、詐欺的な方法等の決議の公正性を損ねる点が無い）や清算価値保障を判断。

※裁判所の認可に対する即時抗告が可能（異議申立ての機会の確保）

